

志男女審第 1 号
平成27年9月24日

志木市長 香川 武文 様

志木市男女共同参画審議会
会長 岡村 清子



第5次志木市男女共同参画基本計画の策定について（答申）
平成27年7月3日付け志政-人第27号で諮問のあったこのことにつ
いて、別紙のとおり答申いたします。

志木市男女共同参画基本計画の策定等について

(答申)

平成27年9月

志木市男女共同参画審議会

*** 目 次 ***

	ページ
序 文	1
はじめに	1
基本計画策定についての基本的な考え方	2
基本計画に盛り込むべき内容	3
基本目標と課題	4
Ⅰ 男女のあらゆる人権が尊重されるまち	4
Ⅱ お互いの性を尊重し、不安や暴力を生まないまち	4
Ⅲ 仕事と生活の調和がとれた、ふれあいやあふれるまち	5
Ⅳ “市民力”を活かして男女共同参画の推進を図るまち	6
資 料	
志木市男女共同参画審議会委員名簿	7
志木市男女共同参画審議会・活動状況	8

序文

志木市男女共同参画審議会は、志木市における男女共同参画基本計画について、昨年度より、計5回にわたって協議してきました。それに基づいて志木市男女共同参画基本計画の策定について、以下の答申をいたします。

はじめに

昭和61(1986)年に、第一次行動計画となる「志木市婦人問題行動計画」が策定されて29年がたちました。さらに「男女共同参画社会基本法」(平成11(1999)年)の制定を受け、平成14(2002)年6月に、市民による条例検討委員会を中心となり県内4番目の早期となる「志木市男女共同参画推進条例」を制定し、本市が男女共同参画社会を目指す基本姿勢を明確に示しました。

条例に規定した6つの基本理念のもと、5年ごとに志木市男女共同参画基本計画を改定し、志木市男女共同参画審議会や志木市男女共同参画庁内推進会議などの体制を整備し、年次報告書によりその進捗管理を行うなど、計画的に推進するための体制を整えました。

さらに、平成25(2013)年4月には、「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための支援を組織的に行うなど、男女共同参画に関わる問題について、市全体の課題として捉え、すべての市民と職員に対して総合的な調整を図りながら、多種多様な啓発事業やセミナーなど具体的な施策を展開し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に推進しています。

基本計画の策定はこれらの動きを踏まえて行うべきであると考えます。

基本計画策定についての基本的な考え方

基本計画は志木市男女共同参画推進条例の規定（第14条）に基づき、市が男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本的な体系を定めるものです。基本計画はそのような意義を持つものであり、その策定には以下の4点に留意していただきたいと考えます。

○行動計画は条例の基本理念に則るべきこと。

条例は6つの基本理念を掲げています（第3条～第8条）。それは、男女の人権の尊重、社会における制度や慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と社会生活における活動への共同参画、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重、国際的協調の6つです。行動計画はこれらの基本理念に則って策定される必要があります。

○国の法令や国際社会の取組の動向を踏まえるべきこと。

平成8（1996）年の「しき・女と男のハーモニープラン」策定以後、男女共同参画についての動きは、ドメスティックバイオレンスやセクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力の根絶、雇用の場における男女の均等な待遇、女性のチャレンジ支援等々、国際的にも国内的にも着実に進んでいます。基本計画はこのような動向を踏まえたものでなければならないと考えます。

○基本計画の推進体制について明らかにすること。

基本計画を実効性あるものとするためには、計画の推進体制を確立することが必要です。そのためには、「市民や事業者との幅広く有効な連携と協力の体制を整備すること」と「計画の推進状況を正確に把握し評価すること」が求められます。前者については女性関連団体やグループばかりでなく、一般の各種団体との連携と協力が重要であり、後者については、数値目標を掲げるなど多様な手法が考えられます。志木市では、市が実施する事業について、効果や必要性などを市民の皆様に判定していただくことで、市民感覚の意見を取り入れた事業の改善や方向性を決定してきました。また、事業判定制度を導入しておりますが、その考え方も参考しつつ有効な方策を確立するよう努力する必要があります。なお、今後も市役所職員における男女共同参画の促進が必要なことは言うまでもありません。

○施策の体系は簡明でわかりやすいものであること。

施策の体系は男女共同参画の理念に立脚した簡明でわかりやすいものであることが望ましいと考えます。

条例の基本理念と国や国際社会の動向を踏まえて基本計画の構成を考えますと、目指すべき基本目標は、「人権」「調和」「参画」の3つにまとめることができます。「人権」とは、両性の人権の尊重を目指すということです。「調和」とは、男女の社会参画が促進されるように、仕事と社会活動や家庭生活が両立するワーク・ライフ・バランスを実現することです。また、「参画」とは働く場や社会活動の場や家庭において、男女が対等に政策決定や方針決定に参画することです。

また、以上の3つに加えて、4つ目として、暴力の根絶を掲げることが適当と考えます。

基本計画に盛り込むべき内容

わたくしたち審議会では、基本計画に盛り込むべき重点項目として、4つの基本目標と、その下に8つの課題を立てるのが適当という結論に達しました。そこで、それぞれの基本目標ごとに、志木市が市民や事業者と連携協力して取り組むべき施策の方向性について提言いたします。

基本目標と課題

I 男女のあらゆる人権が尊重されるまち

- 1 男女平等の意識を育む環境づくり
- 2 生涯にわたる心身の健康づくり

II お互いの性を尊重し、不安や暴力を生まないまち

- 1 暴力や性的嫌がらせの根絶に向けた意識啓発
- 2 DV被害者の安全確保をめざした相談支援体制の充実

III 仕事と生活の調和がとれた、ふれあいあふれるまち

- 1 働く場における就労環境の整備促進
- 2 家庭と地域における男女共同参画の推進

IV “市民力”を活かして男女共同参画の推進を図るまち

- 1 市と市民との協働による男女共同参画の推進
- 2 男女共同参画の推進状況の把握

基本目標と課題

I 男女のあらゆる人権が尊重されるまち

男女が互いを尊重し、お互いを思いやり、理解を深めるとともに、自らの意志で社会のあらゆる場面で、性別役割分担意識にとらわれない男女共同参画意識の醸成に取り組む必要があります。

課題1 男女平等の意識を育む環境づくり

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力を発揮して男女平等意識を持つことの大切さを身近な課題としてとらえ、子どもの頃から男女共同参画社会を築いていくことができるよう、家庭・職場・地域・学校における男女平等教育を進めることが重要で、行政が市民の意識啓発を育むため、情報収集を行い市民へ情報提供を行っていく必要があります。

《具体的取組》

- ①男女共同参画に関する意識づくりへの取組
- ②家庭・職場・地域・学校における男女平等の教育を推進する取組
- ③国際的な視野に立った男女共同参画に関する情報収集と発信の取組

課題2 生涯にわたる心身の健康づくり

性差医療に注目した、保健・予防・医療の分野を始め、母子の健康づくりのさらなる支援の拡充など、総合的に取り組むことが求められます。

《具体的取組》

- ①ライフステージや性別に応じた健康づくりへの支援の取組
- ②母子の健康・医療・福祉を進める体制づくりへの取組
- ③乳幼児の頃からの男女が互いの性差を理解し、互いを尊重しあう教育の取組

II お互いの性を尊重し、不安や暴力を生まないまち

新たに、配偶者相談暴力相談支援センターを設置し、あらゆるネットワークの活用を推進し、女性相談・人権相談・法律相談など、きめ細かに対応するためにさらなる相談体制の連携と充実を図る必要があります。

課題1 暴力や性的嫌がらせの根絶に向けた意識啓発

女性に対する暴力や性的嫌がらせ等の根絶に向けた意識啓発に取り組むため、今後も「広報しき」や市ホームページを活用し周知するほか、女性相談の啓発チラシなどを公共施設や学校などに配置し、広く周知するた

めの啓発活動を図ることが重要です。

《具体的取組》

- ①家庭・職場・地域・学校における暴力や性的嫌がらせの根絶に向けた意識啓発への取組
- ②配偶者暴力相談支援センター事業の周知への取組

課題2 DV被害者の安全確保をめざした相談支援体制の充実

自立した生活を望む被害者には、市が警察、避難先の自治体及び社会福祉協議会などと緊密な連携をするほか、健康保険や保育園、福祉制度など市の業務における関係課との連携により、すべての人にとって安心して安全なまちづくりを推進するため、DV被害者の支援体制にさらなる充実を図る必要があります。

《具体的取組》

- ①DV被害者支援のための相談連携体制への取組
- ②DV被害者の自立支援のための連携体制への取組
- ③DV被害者の安全確保のための連携体制への取組

Ⅲ 仕事と生活の調和がとれた、ふれあいあふれるまち

あらゆる分野における男女共同参画の推進を図り、子育てや介護などにおける支援体制の充実を図る必要があります。

課題1 働く場における就労環境の整備促進

男女の均等な雇用機会と待遇の確保、女性の就業機会の充実や労働条件の向上、女性の起業における事業経営の知識や情報など就労を希望する人のニーズに応じた支援を行っていくとともに、男女の育児・介護休業の取得促進、働く場における意識や慣行の改善を図る必要があります。

《具体的取組》

- ①男女の均等な雇用機会の確保と就労環境の待遇改善への取組
- ②女性の継続就業・再就職支援の推進と起業等の支援に関する取組
- ③男性職員の育児・介護休業制度などの積極的な活用促進への取組

課題2 家庭と地域における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で個々の能力を十分に発揮できる地域社会を形成するため、あらゆる男女共同参画の分野において、すべての人が身近な問題として認識できるよう働きかけ、意識の醸成を図る必要があります。

《具体的取組》

- ①男女がともに担う子育て・介護に向けた取組
- ②家庭や地域における男性にとっての男女共同参画の推進
- ③高齢者、障がい者、子どもにやさしい都市空間整備への取組
- ④男女共同参画の視点に立った防災対策の取組

IV “市民力”を活かして男女共同参画の推進を図るまち

女性が能力を発揮できる環境づくり、チャレンジ意欲の向上を図ります。市民力を活かした男女共同参画に関わる市民・事業者との連携を強化し、ネットワークの形成を図ることが必要です。

課題1 市と市民との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画に関わる市民団体を育成するとともに、町内会や婦人会のほか、子育て支援団体や事業者などとネットワークの形成を目指し、市民力を活かした啓発の原動力となるよう取り組むことが求められます。

《具体的取組》

- ①男女共同参画のための市民活動への取組
- ②市と市民・事業者等との連携による取組
- ③市の審議会等における女性参画向上への取組
- ④市の政策決定における女性職員の参画の拡大に向けた取組

課題2 男女共同参画の推進状況の把握

志木市男女共同参画に関する市民意識調査などによる実態調査を行い、男女共同参画審議会や男女共同参画庁内推進会議と連携することにより、計画の進捗状況を把握し、進行管理をしています。その進捗状況と施策の実施状況については、年次報告書により毎年公表し、今後も継続して計画の推進に反映させる必要があります。

《具体的取組》

- ①男女共同参画に関する実態調査への取組
- ②行動計画に関する年次報告書の作成と公表への取組
- ③男女共同参画の視点における施策評価の取組

第7期 志木市男女共同参画審議会委員 名簿

任期：H27. 2. 1～H29. 1. 31

No.	氏名	役職・職業等	選出区分	備考
1	ひらい せいこ 平井 誠子	無職	第1号 公募市民	
2	よしかわ まりこ 吉川 まり子	無職		
3	こうとう あいの 後藤 愛野	東京電力株式会社志木支社 副支社長	第2号 事業者等	
4	いとう たかやす 伊東 孝泰	志木市立宗岡第二小学校学校長		
5	ねもと まさこ 根本 マサ子	男女共同社会をすすめる会・老後を快適にくらす会会長		
6	やまぐち ひろぶみ 山口 博文	東上ガス株式会社 人事総務課長		
7	おかむら きよこ 岡村 清子	東京女子大学現代教養学部国際社会学科 社会学専攻教授	第3号 識見者等	
8	せんみょう きょうこ 泉名 京子	人権擁護委員		
9	あさぎわ きよこ 前澤 聖子	朝霞公共職業安定所 所長		
10	いちのせ まさじ 市ノ瀬 政二	朝霞保健所 副所長	第4号 関係行政機関	

志木市男女共同参画審議会・活動状況

開催日	議事等
平成26年 7月17日	平成26年度第2回志木市男女共同参画審議会 ・志木市男女共同参画基本計画策定(案)について ・市民意識調査項目について
8月28日	平成26年度第3回志木市男女共同参画審議会 ・市民意識調査について ・第5次志木市男女共同参画基本計画・骨子について
平成27年 3月19日	平成26年度第4回志木市男女共同参画審議会 ・志木市男女共同参画に関する市民意識調査について(報告) ・第5次志木市男女共同参画基本計画・骨子(案)について
7月17日	平成27年度第1回志木市男女共同参画審議会 ・第5次志木市男女共同参画基本計画(案)について ・第5次志木市男女共同参画基本計画の策定案について(諮問)
8月27日	平成27年度第2回志木市男女共同参画審議会 第5次志木市男女共同参画基本計画の答申について